

< 参 考 >

※本資料は、個別意見の内容確認等にあたって参考となる集計結果等をまとめたものであり、官公法第9条に基づく意見書には含まれない。

< 参 考 >

I	令和6年度各省各庁営繕計画書の概要	参 - 1
1.	営繕計画に係る所要経費の総括	参 - 1
2.	営繕計画の分類、集計結果	参 - 3
II	令和5年度実施施設整備の現況等調査結果の概要	参 - 19

I 令和6年度各省各庁営繕計画書の概要

1. 営繕計画に係る所要経費の総括

各省各庁の長から送付された営繕計画書に記載されている営繕計画を実施するための所要経費（計画工期が複数年度のものでは令和6年度分に限る。以下「計画額」という。）の総額は、499,802,029千円で、その会計別内訳を、表1-1に示す。

なお、PFI方式による事業の計画額は、10,286,510千円である。

表1-1 令和6年度会計別計画額

(単位：千円)

各省別	一般会計	特別会計		合計
		特定国有財産 整備計画分	その他の 特別会計	
合同庁舎	5,232,875	3,602,397	0	8,835,272
国会	5,380,864	0	0	5,380,864
最高裁判所	14,573,981	0	0	14,573,981
会計検査院	146,977	0	0	146,977
内閣及び人事院	3,189,197	0	0	3,189,197
内閣府	15,398,943	537,249	0	15,936,192
デジタル庁	229,680	0	0	229,680
復興庁	17,183	0	0	17,183
総務省	6,866,174	0	0	6,866,174
法務省	75,948,062	0	0	75,948,062
外務省	13,892,792	0	0	13,892,792
財務省	49,113,632	1,438,309	0	50,551,941
文部科学省	1,368,724	0	0	1,368,724
厚生労働省	15,737,774	0	3,929,151	19,666,925
農林水産省	11,154,959	0	75,000	11,229,959
経済産業省	5,343,914	0	956,600	6,300,514
国土交通省	44,926,019	2,109,995	23,263,377	70,299,391
環境省	6,503,193	0	276,000	6,779,193
防衛省	188,589,008	0	0	188,589,008
合計	463,613,951	7,687,950	28,500,128	499,802,029

2. 営繕計画の分類、集計結果

- (1) 表2-1にて、各施設の分類別の計画額の内訳を示す。
- (2) 表2-2にて、計画理由別の計画額の内訳を示す。
なお、計画理由が2以上あるものは、主理由のみを計上する。
- (3) 表2-3にて、施設特別整備の整備区分別の計画額の内訳を示す。
- (4) 各表においては、上段にて省庁別の集計結果を、下段にて緊急度判定基準により個々の営繕計画に対して緊急度を判定した集計結果を、それぞれA及びB区分毎に示す。

なお、表中のA及びB区分は下記のとおりである。

A区分：官公庁施設の建設等に関する法律第10条の規定により、その営繕を国土交通大臣が実施すべき施設

B区分：A区分以外の施設

表 2-1 施設の分類別の令和6年度計画額集計表

区分	分類	庁舎		試験研究施設		社会福祉医療施設		教育研修施設		収容施設	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
A区分	合同庁舎	12	8,835,272								
	国会	1	55,139								
	最高裁判所	14	11,489,052					1	181,566		
	会計検査院	2	0					1	146,977		
	内閣及び人事院	9	3,176,407					1	12,790		
	内閣府	34	2,194,921	1	0	4	252,662	11	4,896,596		
	デジタル庁	2	229,680								
	復興庁	2	17,183	1	0						
	総務省	38	5,253,842	14	902,136			18	710,196		
	法務省	430	24,146,182					4	531,969		
	外務省	121	6,402,798					6	12,155		
	財務省	713	43,400,591	3	71,948			22	2,268,115		
	文部科学省	3	345,840					6	948,716		
	厚生労働省	70	4,280,481	30	4,273,589	62	6,189,475	10	486,299		
	農林水産省	211	4,266,509	11	2,109,204			12	216,492		
	経済産業省	16	1,195,003								
	国土交通省	217	29,284,341	32	7,554,668			24	1,906,282		
	環境省	14	3,559,643					2	7,155		
防衛省	16	357,368									
計	1,925	148,490,252	92	14,911,545	66	6,442,137	118	12,325,308			
%	71.5	65.1	3.4	6.5	2.5	2.8	4.4	5.4			
B区分	合同庁舎										
	国会	46	3,398,831								
	最高裁判所										
	会計検査院										
	内閣及び人事院										
	内閣府										
	デジタル庁										
	復興庁										
	総務省									943	51,269,911
	法務省										
	外務省	6	9,294								
	財務省	61	53,982								
	文部科学省										
	厚生労働省	79	2,924,440			8	391,925	9	563,650		
	農林水産省	21	28,940					2	3,320		
	経済産業省	4	956,600								
	国土交通省	102	15,297,678								
	環境省	1	1,125								
防衛省	1	1,426									
計	321	22,672,316			8	391,925	11	566,970	943	51,269,911	
%	12.7	8.3			0.3	0.1	0.4	0.2	37.2	18.9	
合計	2,246	171,162,568	92	14,911,545	74	6,834,062	129	12,892,278	943	51,269,911	
%	43.0	34.2	1.8	3.0	1.4	2.5	2.6	18.0	10.3		

(注) 合同庁舎は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)の新當等を示す。

○緊急度別集計表

A区分	継続	123	43,945,830	4	1,962,929	6	1,909,009	13	5,175,280		
	特A	57	4,174,531	1	71,098	1	89,320	4	7,155		
	A	945	56,807,530	51	7,913,946	36	2,705,160	53	4,351,510		
	B	554	32,257,041	34	4,963,572	21	1,650,135	47	2,774,995		
	C	6	32,312								
	D	2	47,497			2	88,513				
	E										
	評定外	238	11,225,511	2	0			1	16,368		
計	1,925	148,490,252	92	14,911,545	66	6,442,137	118	12,325,308			
B区分	継続	31	13,400,479			3	351,562	1	46,033	23	19,025,463
	特A	7	2,137,764							13	1,023,906
	A	158	4,406,453			5	40,363	5	368,958	7	312,703
	B	118	2,727,620					5	151,979	1	0
	C									1	0
	D	1	0								
	E										
	評定外	6	0							898	30,907,839
計	321	22,672,316			8	391,925	11	566,970	943	51,269,911	
合計	2,246	171,162,568	92	14,911,545	74	6,834,062	129	12,892,278	943	51,269,911	

(単位:千円)

事業場施設		文教施設		防衛施設		その他		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
								12	8,835,272
		15	951,464			8	975,430	24	1,982,033
						2	2,903,363	17	14,573,981
						1	0	4	146,977
								10	3,189,197
		1	3,422,300			44	5,169,713	95	15,936,192
								2	229,680
								3	17,183
						2	0	72	6,866,174
								434	24,678,151
						127	7,446,103	254	13,861,056
		33	4,545,457			21	211,848	792	50,497,959
		5	55,446			1	16,742	15	1,366,744
		13	442,430			2	65,500	187	15,737,774
						114	4,515,304	348	11,107,509
						1	4,148,911	17	5,343,914
						49	8,269,978	322	47,015,269
		18	1,328,453			35	1,606,817	69	6,502,068
								16	357,368
		85	10,745,550			407	35,329,709	2,693	228,244,501
		3.2	4.7			15.1	15.5	100.0	100.0
								46	3,398,831
								943	51,269,911
						14	22,442	20	31,736
								61	53,982
		1	1,980					1	1,980
						2	49,136	98	3,929,151
						12	90,190	35	122,450
								4	956,600
						22	7,986,444	124	23,284,122
						1	276,000	2	277,125
				1,027	174,342,045	171	13,888,169	1,199	188,231,640
		1	1,980	1,027	174,342,045	222	22,312,381	2,533	271,557,528
		0.0	0.0	40.5	64.2	8.8	8.2	100.0	100.0
		86	10,747,530	1,027	174,342,045	629	57,642,090	5,226	499,802,029
		1.6	2.2	19.7	34.9	12.0	11.5	100.0	100.0

		11	6,120,225			59	18,356,756	216	77,470,029
						33	4,901,953	96	9,244,057
		32	1,428,423			95	3,991,284	1,212	77,197,853
		40	3,196,902			204	3,778,959	900	48,621,604
						5	294,457	11	326,769
						1	32,058	5	168,068
		2	0			10	3,974,242	253	15,216,121
		85	10,745,550			407	35,329,709	2,693	228,244,501
				349	143,938,421	50	16,672,734	457	193,434,692
				198	15,144,130	1	75,000	219	18,380,800
				246	7,500,476	38	1,015,042	459	13,643,995
		1	1,980	139	4,997,974	127	4,438,605	391	12,318,158
				31	904,045			32	904,045
						1	111,000	2	111,000
				64	1,856,999	5	0	973	32,764,838
		1	1,980	1,027	174,342,045	222	22,312,381	2,533	271,557,528
		86	10,747,530	1,027	174,342,045	629	57,642,090	5,226	499,802,029

表2-2 計画理由別の令和6年度計画額集計表(1)

区分	省庁名	新 営 等													
		新 規 施 設								老 朽					
		法令等		新たな行政需要		機構新設		小 計		老 朽		狭あい		借用返還	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
A区分	合同庁舎									9	5,324,618				
	国会									1	19,855				
	最高裁判所									9	7,070,200				
	会計検査院														
	内閣及び人事院														
	内閣府			4	4,558,632			4	4,558,632	15	4,341,600				
	デジタル庁														
	復興庁	1	0					1	0						
	総務省														
	法務省									10	5,570,830	2	1,510,218		
	外務省									6	2,798,597				
	財務省	2	0			1	796,400	3	796,400	9	27,732	1	0		
	文部科学省			2	0			2	0						
	厚生労働省									4	1,487,002	1	49,500		
	農林水産省			36	3,703,724			36	3,703,724	50	2,913,958				
	経済産業省			1	4,148,911			1	4,148,911						
国土交通省	2	3,727,000	9	2,651,200			11	6,378,200	19	1,478,534	1	5,238			
環境省			7	927,714			7	927,714	4	383,481	1	7,155			
防衛省															
計	5	3,727,000	59	15,990,181	1	796,400	65	20,513,581	136	31,416,407	6	1,572,111			
%	0.2	1.6	2.2	7.0	0.0	0.3	2.4	9.0	5.1	13.8	0.2	0.7			
B区分	合同庁舎														
	国会														
	最高裁判所														
	会計検査院														
	内閣及び人事院														
	内閣府														
	デジタル庁														
	復興庁														
	総務省														
	法務省			2	4,812,896			2	4,812,896	36	13,359,978	2	0		
	外務省														
	財務省														
	文部科学省														
	厚生労働省									6	882,701	2	264,613		
	農林水産省			1	75,000			1	75,000						
	経済産業省														
国土交通省			11	15,541,700			11	15,541,700	5	1,320,369					
環境省															
防衛省			2	3,709,799	35	38,468,711	37	42,178,510	209	17,275,986	4	249,001			
計			16	24,139,395	35	38,468,711	51	62,608,106	256	32,839,034	8	513,614			
%			0.6	8.9	1.4	14.2	2.0	23.1	10.1	12.1	0.3	0.2			
合計	5	3,727,000	75	40,129,576	36	39,265,111	116	83,121,687	392	64,255,441	14	2,085,725			
%	0.1	0.7	1.4	8.0	0.7	7.9	2.2	16.6	7.5	12.9	0.3	0.4			

(注) 合同庁舎は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)の新営等を示す。

○緊急度別集計表

A区分	継 続	2	3,727,000	18	11,320,389			20	15,047,389	27	24,326,438	1	1,510,218			
	特 A	2	0	23	4,311,710			25	4,311,710	56	4,422,073	5	61,893			
	A									29	2,294,398					
	B			13	358,082	1	796,400	14	1,154,482	11	43,820					
	C									9	293,455					
	D															
	E															
評 定 外	1	0	5	0			6	0	4	36,223						
計	5	3,727,000	59	15,990,181	1	796,400	65	20,513,581	136	31,416,407	6	1,572,111				
B区分	継 続	1	276,000	8	19,861,686	32	38,417,120	41	58,554,806	48	25,105,973	1	264,613			
	特 A			3	2,687,709	3	51,591	6	2,739,300	51	2,725,389	4	147,493			
	A									44	2,545,036	1	69,508			
	B			1	1,590,000			1	1,590,000	38	862,450					
	C									32	904,045					
	D															
	E															
評 定 外			4	0			4	0	43	696,141	2	32,000				
計	1	276,000	16	24,139,395	35	38,468,711	52	62,884,106	256	32,839,034	8	513,614				
合計	6	4,003,000	75	40,129,576	36	39,265,111	117	83,397,687	392	64,255,441	14	2,085,725				

表2-2 計画理由別の令和6年度計画額集計表(2)

区分	省庁名	改修等																
		施設特別整備														新たな行政需要		
		老朽		地域連携		立地条件の不良		防災機能に係る施設の不備		施設の不備		環境対策		その他		小計		件数
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
A区分	合同庁舎																	
	国会																	
	最高裁判所																	
	会計検査院																	
	内閣及び人事院																	
	内閣府	3	101,218					3	232,484						6	333,702		
	デジタル庁																	
	復興庁																	
	総務省	18	2,270,752					2	1,851,181						20	4,121,933		
	法務省	101	7,971,526							3	136,594	7	102,280		111	8,210,400		
	外務省	1	1,062,932												1	1,062,932		
	財務省	272	26,432,752			2	261,080	34	5,799,889	29	3,794,012	12	341,776		349	36,629,509		
	文部科学省							3	345,840						3	345,840		
	厚生労働省	35	2,592,056					3	437,662	1	465,631	4	27,588		43	3,522,937	1	69,302
	農林水産省	4	912,712												4	912,712		
	経済産業省																	
	国土交通省	131	20,870,523	1	53,020			7	545,905	7	9,756,947				146	31,226,395	1	80,894
環境省																2	738,000	
防衛省	2	105,976					1	69,347						3	175,323			
計	567	62,320,447	1	53,020	2	261,080	53	9,282,308	40	14,153,184	23	471,644		686	86,541,683	4	888,196	
%	21.1	27.3	0.0	0.0	0.1	0.1	2.0	4.1	1.5	6.2	0.9	0.2		25.5	37.9	0.1	0.4	
B区分	合同庁舎																	
	国会																	
	最高裁判所																	
	会計検査院																	
	内閣及び人事院																	
	内閣府																	
	デジタル庁																	
	復興庁																	
	総務省																	
	法務省																2	2,189,198
	外務省																	
	財務省																	
	文部科学省																	
	厚生労働省																	
	農林水産省																	
	経済産業省																	
	国土交通省																	
環境省																		
防衛省																		
計																2	2,189,198	
%																0.1	0.8	
合計	567	62,320,447	1	53,020	2	261,080	53	9,282,308	40	14,153,184	23	471,644		686	86,541,683	6	3,077,394	
%	10.8	12.5	0.0	0.0	0.0	0.1	1.0	1.9	0.8	2.8	0.4	0.1		13.1	17.3	0.1	0.6	

(注) 合同庁舎は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)の新営等を示す。

○緊急度別集計表

A区分	継続特A	11	2,403,898					11	5,425,009			1	10,711		23	7,839,618	2	176,894
	A	304	31,050,434	1	53,020	2	261,080	42	3,857,299	37	13,483,634	22	460,933		408	49,166,400		
	B	252	28,866,115								3	669,550			255	29,535,665	2	711,302
	C																	
	D																	
	E																	
	評定外																	
計	567	62,320,447	1	53,020	2	261,080	53	9,282,308	40	14,153,184	23	471,644		686	86,541,683	4	888,196	
B区分	継続特A																2	2,189,198
	A																	
	B																	
	C																	
	D																	
	E																	
	評定外																	
計																2	2,189,198	
合計	567	62,320,447	1	53,020	2	261,080	53	9,282,308	40	14,153,184	23	471,644		686	86,541,683	6	3,077,394	

(単位:千円)

施設特別整備以外															計		合計				
老朽		狭あい		防災機能に係る施設の不備		施設の不備		法令等		環境対策		その他※		小計		件数	金額	件数	金額		
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額						
																				12	8,835,272
22	1,953,950											1	8,228	23	1,962,178	23	1,962,178	24	1,982,033		
5	5,468,553			1	294,625	1	1,559,037					1	181,566	8	7,503,781	8	7,503,781	17	14,573,981		
2	146,977									1	0	1	0	4	146,977	4	146,977	4	146,977		
7	3,176,407									1	12,790	2	0	10	3,189,197	10	3,189,197	10	3,189,197		
44	4,664,564			3	0	3	145,585			10	245,961	6	76,841	66	5,132,951	72	5,466,653	95	15,936,192		
												2	229,680	2	229,680	2	229,680	2	229,680		
2	17,183											2	17,183	2	17,183	2	17,183	3	17,183		
41	2,534,737					1	36,047			5	89,788	5	83,669	52	2,744,241	72	6,866,174	72	6,866,174		
67	3,839,157					224	4,758,292			12	441,794	8	347,460	311	9,386,703	422	17,597,103	434	24,678,151		
199	8,434,730	1	412,500	3	35,211	26	770,155	3	68,943	9	249,911	1	28,077	242	9,999,527	243	11,062,459	254	13,861,056		
272	5,229,035			2	2,228	43	587,763	1	1,890	66	913,711	32	803,074	416	7,537,701	765	44,167,210	792	50,497,959		
9	687,855					1	333,049					10	1,020,904	13	1,366,744	13	1,366,744	15	1,366,744		
103	6,173,001	1	2,707,089			9	366,640			8	438,161	13	656,942	135	10,411,135	178	13,934,072	187	15,737,774		
190	2,554,385	1	2,651	4	179,500	23	194,732			18	309,177	14	89,320	251	3,349,198	255	4,261,910	348	11,107,509		
6	443,330					2	96,503			5	606,004	3	49,166	16	1,195,003	16	1,195,003	17	5,343,914		
89	1,100,322			3	35,000	6	189,845	1	1,981,000	18	973,931	17	577,245	136	4,943,237	282	36,169,632	322	47,015,269		
36	855,388					5	2,475			11	95,002	3	3,492,853	57	5,183,718	57	5,183,718	69	6,502,068		
3	15,430			1	28,875					4	2,704	5	135,036	13	182,045	16	357,368	16	357,368		
1,097	47,295,004	3	3,122,240	17	575,439	344	9,040,123	5	2,051,833	168	4,378,934	114	6,759,157	1,754	74,135,359	2,440	160,677,042	2,693	228,244,501		
40.7	20.7	0.1	1.4	0.6	0.3	12.8	4.0	0.2	0.9	6.2	1.9	4.3	3.0	65.1	32.5	90.6	70.4	100.0	100.0		
45	3,388,922					1	9,909							46	3,398,831	46	3,398,831	46	3,398,831		
899	30,907,839			1	0									902	33,097,037	902	33,097,037	943	51,269,911		
12	17,994					7	11,744	1	1,998					20	31,736	20	31,736	20	31,736		
45	38,138					11	11,048			4	3,903	1	893	61	53,982	61	53,982	61	53,982		
1	1,980													1	1,980	1	1,980	1	1,980		
67	2,572,361			1	46,033	1	0			19	154,258	1	9,185	89	2,781,837	89	2,781,837	98	3,929,151		
25	35,050			1	1,252	3	4,203			4	5,768			34	47,450	34	47,450	35	122,450		
3	860,000													4	956,600	4	956,600	4	956,600		
75	2,162,070			5	1,091,495	2	220,000			19	842,400	1	8,288	102	4,324,253	102	4,324,253	124	23,284,122		
										1	1,125			1	1,125	1	1,125	2	277,125		
552	53,680,607			4	530,363	105	3,887,625			31	1,002,162	4	133,525	696	59,234,282	696	59,234,282	1,199	188,231,640		
1,724	93,664,961			12	1,669,143	130	4,144,529	1	1,998	78	2,009,616	7	151,891	1,956	103,929,113	1,956	103,929,113	2,533	271,557,528		
68.1	34.5			0.5	0.6	5.1	1.5	0.0	0.0	3.1	0.7	0.3	0.1	77.2	38.3	77.2	38.3	100.0	100.0		
2,821	140,959,965	3	3,122,240	29	2,244,582	474	13,184,652	6	2,053,831	246	6,388,550	121	6,911,048	3,710	178,064,472	4,396	264,606,155	5,226	499,802,029		
54.0	28.2	0.1	0.6	0.6	0.4	9.1	2.6	0.1	0.4	4.7	1.3	2.3	1.4	71.0	35.6	84.1	52.9	100.0	100.0		

※ 施設特別整備以外の改修等について計画理由が機構新設、借用返還、地域連携、立地条件の不良のものは、集計表ではその他に含める。

78	6,489,550	1	412,500	3	323,500	5	1,956,414	1	1,981,000	9	1,244,662	31	4,526,581	130	17,111,101	153	24,950,719	216	77,470,029	
																		96	9,244,057	
499	15,822,756	1	2,707,089	12	251,939	49	1,125,655	1	1,890	154	3,032,115	57	1,332,257	774	24,293,134	1,182	73,459,534	1,212	77,197,853	
507	14,706,995	1	2,651			67	1,048,622	3	68,943	5	102,157	25	872,242	611	17,517,912	866	47,053,577	900	48,621,604	
						1	5,237					1	28,077	2	33,314	2	33,314	11	326,769	
																		5	168,068	
13	10,275,703			2	0	222	4,904,195							237	15,179,898	237	15,179,898	253	15,216,121	
1,097	47,295,004	3	3,122,240	17	575,439	344	9,040,123	5	2,051,833	168	4,378,934	114	6,759,157	1,754	74,135,359	2,440	160,677,042	2,693	228,244,501	
244	45,938,857			5	898,795	40	2,552,826			4	695,355	3	64,233	298	52,339,264	298	52,339,264	457	193,434,692	
																		219	18,380,800	
275	7,790,111			7	770,348	55	1,051,775			74	1,314,261	2	85,339	413	11,011,834	413	11,011,834	459	13,643,995	
304	9,028,154					35	539,928	1	1,998			2	2,319	344	9,670,176	344	9,670,176	391	12,318,158	
																		32	904,045	
																		2	111,000	
901	30,907,839													901	30,907,839	901	30,907,839	973	32,764,838	
1,724	93,664,961			12	1,669,143	130	4,144,529	1	1,998	78	2,009,616	7	151,891	1,956	103,929,113	1,956	103,929,113	2,533	271,557,528	
2,821	140,959,965	3	3,122,240	29	2,244,582	474	13,184,652	6	2,053,831	246	6,388,550	121	6,911,048	3,710	178,064,472	4,396	264,606,155	5,226	499,802,029	

表2-3 施設特別整備の整備区分別の令和6年度計画額集計表

区分	整備区分	施設特別整備 以外		施設特別整備							
				特別修繕		合同庁舎 特別整備		耐震対策等 施設整備		高齢者・身障者 対策施設整備	
	省庁名	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
A区分	合同庁舎	12	8,835,272								
	国会	24	1,982,033								
	最高裁判所	17	14,573,981								
	会計検査院	4	146,977								
	内閣及び人事院	10	3,189,197								
	内閣府	89	15,602,490	2	75,552	1	25,666	2	52,056		
	デジタル庁	2	229,680								
	復興庁	3	17,183								
	総務省	52	2,744,241	6	1,119,971	12	1,150,781	2	1,851,181		
	法務省	323	16,467,751	20	1,203,646	84	6,904,474				
	外務省	253	12,798,124	1	1,062,932						
	財務省	443	13,868,450	71	8,423,729	235	23,001,497	15	2,629,381	8	635,088
	文部科学省	12	1,020,904					3	345,840		
	厚生労働省	144	12,214,837			37	3,064,591	2	295,589		
	農林水産省	344	10,194,797			4	912,712				
	経済産業省	17	5,343,914								
	国土交通省	176	15,788,874	72	13,334,938	67	17,345,552				
	環境省	69	6,502,068								
防衛省	13	182,045			3	175,323					
計	2,007	141,702,818	172	25,220,768	443	52,580,596	24	5,174,047	8	635,088	
%	74.5	62.1	6.4	11.0	16.5	23.0	0.9	2.3	0.3	0.3	
B区分	合同庁舎										
	国会	46	3,398,831								
	最高裁判所										
	会計検査院										
	内閣及び人事院										
	内閣府										
	デジタル庁										
	復興庁										
	総務省										
	法務省	943	51,269,911								
	外務省	20	31,736								
	財務省	61	53,982								
	文部科学省	1	1,980								
	厚生労働省	98	3,929,151								
	農林水産省	35	122,450								
経済産業省	4	956,600									
国土交通省	124	23,284,122									
環境省	2	277,125									
防衛省	1,199	188,231,640									
計	2,533	271,557,528									
合計	4,540	413,260,346	172	25,220,768	443	52,580,596	24	5,174,047	8	635,088	
%	86.9	82.7	3.3	5.0	8.5	10.5	0.5	1.0	0.2	0.1	

(注) 合同庁舎は合同庁舎関係分(中央官庁を含む)の新営等を示す。

○緊急度別集計表

A区分	継続	193	69,630,411	1	34,244	14	3,339,015	4	3,612,992		
	特A	96	9,244,057								
	A	804	28,031,453	114	16,073,478	231	28,818,962	20	1,561,055	8	635,088
	B	645	19,085,939	57	9,113,046	198	20,422,619				
	C	11	326,769								
	D	5	168,068								
	E										
評定外	253	15,216,121									
計	2,007	141,702,818	172	25,220,768	443	52,580,596	24	5,174,047	8	635,088	
B区分	継続	457	193,434,692								
	特A	219	18,380,800								
	A	459	13,643,995								
	B	391	12,318,158								
	C	32	904,045								
	D	2	111,000								
	E										
評定外	973	32,764,838									
計	2,533	271,557,528									
合計	4,540	413,260,346	172	25,220,768	443	52,580,596	24	5,174,047	8	635,088	

注) 施設特別整備の整備区分について

施設特別整備は、官庁施設の適切な機能更新と有効活用を図るため、国土交通省が計画的かつ一元的に実施する官庁施設の修繕及び改修等であり、以下の整備区分により構成される。

(1) 特別修繕

個別施設計画が策定されている一般庁舎を対象とし、施設の経年劣化による機能低下を回復するための修繕、社会的な機能劣化等に対応するための大規模リニューアル及び老朽化の進行を防ぐための計画的な改修（長寿命化改修）。

(2) 合同庁舎特別整備

個別施設計画が策定されている合同庁舎を対象とし、施設の経年劣化による機能低下を回復するための修繕、施設管理・運営を効率的にするための改善、庁舎の使用調整に伴う大規模な模様替え、附帯施設の整備及び老朽化の進行を防ぐための計画的な改修（長寿命化改修）。

(3) 耐震対策等施設整備

① 耐震対策

既存施設に対し、現行法令・基準に基づく耐震性能を付与するための改修、大規模空間の天井における地震時の脱落を防ぐための改修、首都直下地震時の首都中枢機能の維持に必要な電力を確保するための改修。

② 防災対策

災害応急対策活動に必要な施設等に対し、防災点検の結果に基づき防災・避難機能を付与するための改修。

(4) 高齢者・身障者対策施設整備

合同庁舎及び窓口業務を行う庁舎を対象とし、バリアフリー法の趣旨を踏まえ、身体障害者対応エレベーターの設置、自動扉の設置及び多機能トイレの設置等を行うもの。

(5) 環境対策施設整備

① 環境負荷低減化対策

設備機器のエネルギー消費の高効率化、屋上緑化及び外壁改修に伴う熱負荷の低減等、環境負荷低減を図るための施設の改善を実施するもの。

② 構内緑化等外部環境改善

合同庁舎を対象とし、敷地内の環境を改善し都市緑化等に資するための施設整備。

③ 執務環境改善

吹付けアスベスト（アスベスト含有ロックウールを含む）対策、事務室床のOAフロア化を実施するもの。

(6) 津波対策施設整備

津波により浸水するおそれのある地域に所在する官庁施設のうち、構造体の耐震安全性が確保されたものを対象とし、電力、水、通信手段等の確保、活動拠点室等への浸水被害の防止、安全な避難場所及び避難経路等の確保のための措置等を行うもの。

注) 緊急度判定基準について

緊急度判定基準は、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関して、国土交通大臣が意見を述べるための判断の基準の一つとして定められたものである。

営 計 発 第 1 0 2 号
平 成 1 1 年 8 月 5 日
最 終 改 定 平 成 2 9 年 3 月 2 9 日
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 長

1. 目的

この基準は、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関して個別の意見を述べるための緊急度判定に係る技術的事項を定め、その客観性を確保することを目的とする。

2. 新営計画に対する緊急度判定基準

新営事業に係る営繕計画（以下「新営計画」という。）の緊急度は、当該新営計画について、次に定めるところによって算定した新営計画の評点に応じて、それぞれ次の表に定める評語により表すものとする。ただし、継続事業に係るものにあつては、「継続」とする。

(1) 計画理由別の評点の算定

計画理由別の評点は、入居予定官署ごとに、その計画理由の要素について、既存施設の更新（既存施設の不具合等により施設を建築することをいう。）の場合は別表1の、新規施設の建築の場合は別表2の計画理由の項に掲げる計画理由のいずれかに分類し、これらの表に定めるところにより、それぞれ評点を算定する（複数の計画理由の要素が一の計画理由に該当する場合にあつては、最も高い評点となるもの。ただし、(2)の計画理由別の評点が最も高い評点とならない場合は、この限りでない。）。

(2) 入居予定官署別の評点の算定

入居予定官署別の評点は、入居予定官署ごとに、計画理由別の評点が最も高い計画理由（別表1の備考欄に当該計画理由を主要素としないことが定められているもの及び同欄に定められた主要素としない条件に該当するものを除く。同点のものがある場合にあつては、そのいずれか）を主要素、それ以外の計画理由を従要素とし、主要素の評点の値に、従要素の評点に10分の1を乗じて得た値の合計を加えて得た値とする。

(3) 新営計画の評点の算定

新営計画の評点は、入居予定官署別の評点を当該入居予定官署の必要延べ面積に応じて加重平均をして求めた値（入居予定官署が一の場合は、その入居予定官署別の評点の

値)とする。この場合において、当該新営計画が、合同庁舎計画に基づくものであるときは10点、特定国有財産整備計画に基づくものであるときは10点をそれぞれ加算する。

評語	定 義	評 点
特A	特に緊急を要する。	100点以上
A	緊急を要する。	90 〃
B	至急実施すべきである。	80 〃
C	できるだけ早く実施した方がよい。	70 〃
D	必要は認めるが急がなくてよい。	60 〃
E	必要ない。	60点未満

3. 修繕計画に対する緊急度判定基準

修繕計画に係る営繕計画（以下「修繕計画」という。）の緊急度は、当該施設の不具合の状況に照らして、次の表に定めるところによって判定した評語により表すものとする。ただし、継続事業に係るものにあつては、「継続」とする。

評 語	定 義
A	緊急を要する
B	至急実施すべきである
C	急がなくてよい
D	施設特別整備実施基準に該当しないもの

備考

- 1 「緊急を要する」とは、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 地盤の沈下等により主要構造部の障害が著しく、緊急に補強等の措置が必要なもの
 - ② 常時執務又は常時通行に供している部分で、部材のはく落等により人身事故のおそれのあるもの
 - ③ 屋根、外壁、外部建具等からの漏水があるもの
通常降雨時において執務室（法務局の書庫を含む。）、電算室、電気室、電話交換室等に漏水があり、部分補修が不可能なもの

- ④ 条例、行政指導等により改善を求められているもの（し尿浄化槽の改設、便所の水洗化、飲用不適格と判定された給水設備の改設、老朽化のため機能低下した消火設備等）
- ⑤ 設備の主要機器で老朽化が著しく、故障が頻発する状態にあるもの
腐蝕等により漏水の著しい給水設備又は汚水排水設備で部分補修が不可能なもの
- ⑥ その他特に緊急を要し、要求年度内に実施する必要があるもの

2 「施設特別整備実施基準に該当しないもの」とは、施設特別整備に関する営繕計画書のうち計画内容が施設特別整備実施基準に該当しないものとする。

別表1 既存施設の更新の場合

計画理由	評点										備考	
	100	90	80	70	60	50	40					
老朽	施設の老朽(現存率)	50%以下	60%以下	70%以下	80%以下							災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、左記に基づく評点に10点加算する。
	構造耐力の著しい低下											
狭あい	庁舎面積(面積率)	0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下				敷地等の関係で増築が可能な場合、主要素としない。
	立退要求がある場合		借用期間が切れ、即刻立退が必要なもの			期限付き立退要求のもの						
借用返還	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合											敷地等の関係で増築が可能な場合、主要素としない。
	事務効率低下、連絡困難											
分散	都市計画の進捗											次に該当する場合、主要素と従要素に区分した上で得られる評点(従要素の場合は0点)に、次のいずれかを加算し、当該計画理由の評点とする。 ・シビックコア計画に基づくもののうち、関連都市整備事業発案後が整備済の場合は7点、全てが整備済または建設中の場合は4点 ・地方公共団体の施設と合築整備(同一又は隣接する敷地に増築により一体的に整備する場合を含む。以下同じ。)するもので合築整備が可能な場合は4点 ・地域防災へ貢献する取組が行われている場合は4点
	地域連携											
立地条件の不良	位置の不備											位置が不備で業務上非難な支障を来しているもの又は公共に不便を及ぼしているもの 地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの
	地盤の不良											
防災機能に係る施設の不備	災害時における必要機能に係る施設の不備											施設が不備、かつ運用による代替ができないため、業務の遂行が著しく困難なもの又は人命の安全確保が困難なもの 施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの
	必要施設の不備(災害時における必要機能を除く)											
法令等	採光、換気不良											改修により対応できる場合は、主要素としない。 敷地等の関係で増築が可能な場合、主要素としない。 主要素としない。
	法令等に基づく整備											

備考 1. 「現存率」とは、官庁建築物機能調査の結果による。官庁建築物機能調査を行っていない施設については、実態を踏まえて評点を付す。
2. 「面積率」とは、(現有延べ面積/必要延べ面積)により算出する。官庁建築物の固有業務に関係した諸室面積を含む、車庫、渡り廊下等を除く面積とする。ここで、現有延べ面積及び必要延べ面積は、戦務面積、会議室等の附属面積、交通部分面積及び各官署の固有業務に関係した諸室面積を積み重ねることとする。一般事務庁舎の必要延べ面積は、別表3により算出する。ただし、積み上げにより適切に必要延べ面積を算出している場合は、当該必要延べ面積によることとする。

別表2 新規施設の建築の場合

計画理由	評点										備考	
	100	90	80	70	60	50	40					
法令等	法令等に基づく整備											法の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主要素としない。
	新たな行政需要に対応した整備											
機構新設	機構新設に伴う整備											整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの、整備が著しく困難なもの
	整備が著しく困難なもの											

別表3 一般事務庁舎の必要延べ面積の算定式

営繕計画書の 所要面積	1,500m ² 以上	900m ² 以上	300m ² 以上	300m ² 未満
非木造庁舎	$7.4N + 0.4N$	$7.4N + 1.1 + 0.4N$	$7.4N + 1.2 + 0.4N$	$7.4N + 1.3 + 0.4N$
木造庁舎	$7.1N + 0.4N$	$7.1N + 1.1 + 0.4N$	$7.1N + 1.2 + 0.4N$	$7.1N + 1.3 + 0.4N$

備考

- 1 「N」とは、新営一般庁舎面積算定基準に基づく換算人員とする。
- 2 各官署の固有業務に関係した諸室がある場合には、その面積を必要延べ面積に加算する。

II 令和5年度実施施設整備の現況等調査結果の概要

令和6年度各省各庁営繕計画書に関する意見書の作成に当たり、その基礎資料とするため、令和5年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に基づき、意見書に掲載された事項の実施状況について調査を行った。

この調査の集計結果は以下のとおりである。実施額と実施件数については、概ね意見書の緊急度が高いものほど多くなっている。

表3-1 令和5年度各省各庁の営繕計画の緊急度別実施状況（金額比較）

	緊急度	A 区分		B 区分		
		実施額(百万円)	実施率(%)	実施額(百万円)	実施率(%)	
新 営	意見書記載	継続	53,375	101.5%	93,086	124.1%
		特 A	12,092	97.7%	8,650	55.7%
		A	1,455	29.3%	324	47.9%
		B	1,286	29.1%	117	23.3%
		C, D, E	652	64.4%	0	0.0%
		評定外	264	6.0%	343	60.8%
	小 計	69,124	86.7%	102,520	110.2%	
	追 加 分	1,855	—	4,117	—	
	合 計	70,979	—	106,637	—	
改 修	意見書記載	継続	30,890	118.2%	18,227	106.3%
		A	11,192	59.0%	6,333	51.3%
		B	6,962	54.8%	6,303	53.2%
		C, D	0	0.0%	0	0.0%
		評定外	2,780	20.4%	12,058	40.6%
	小 計	51,824	72.5%	42,921	60.4%	
	追 加 分	6,676	—	3,624	—	
	合 計	58,500	—	46,545	—	

(注1) 実施額は、令和5年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に掲載された事項について、令和4年度予算又は令和5年度当初予算で予算措置されたもの。

(注2) 実施率は、令和5年度各省各庁営繕計画書に関する意見書において集計された額を100として算出した。

(注3) 評定外は、小規模な改修等を一括計上したものである。

(注4) 追加分は、令和5年度営繕計画書とりまとめ以後に追加計上されたものである。

(注5) 上記表には、施設特別整備、不動産購入は含まない。

表3-2 令和5年度各省各庁の営繕計画の緊急度別実施状況（件数比較）

	緊急度	A 区分		B 区分		
		実施件数	実施率(%)	実施件数	実施率(%)	
新 営	意見書記載	継続	62	86.1%	99	100.0%
		特 A	72	61.0%	179	100.0%
		A	75	59.1%	16	94.1%
		B	71	49.0%	17	100.0%
		C, D, E	5	38.5%	9	100.0%
		評定外	—	—	—	—
	小 計	285	60.0%	320	99.7%	
	追 加 分	6	—	28	—	
	合 計	291	—	348	—	
	改 修	意見書記載	継続	89	93.7%	70
A			279	49.6%	256	81.8%
B			284	63.3%	407	91.5%
C, D			0	0.0%	1	100.0%
評定外			—	—	—	—
小 計		652	58.8%	734	88.5%	
追 加 分		224	—	86	—	
合 計		876	—	820	—	

(注1) 実施件数は、令和5年度各省各庁営繕計画書に関する意見書に掲載された事項について、令和4年度予算又は令和5年度当初予算で予算措置されたもの。なお、令和5年度に設計を行うものとして掲載された事項は集計から除外した。

(注2) 実施率は、令和5年度各省各庁営繕計画書に関する意見書において集計された件数を100として算出した。

(注3) 評定外は、件数が不明のものが多いため集計から除外した。

(注4) 追加分は、令和5年度営繕計画書とりまとめ以後に追加計上されたものである。

(注5) 上記表には、施設特別整備、不動産購入は含まない。

令和4年度予算又は令和5年度当初予算で各省各庁において予算措置された事案のうち、意見書に掲載されなかった事案が344件あった。今後は、官公庁施設の建設等に関する法律第9条に基づいて営繕計画書の作成及び送付を適切に行う必要がある。